

## 山口きらら博記念公園の指定管理者公募に関する質問と回答

NO.	質 問	回 答
1	<p><b>【広告収入について】</b>            施設内に広告を設置し、協賛企業からの広告収入を事業者の収入とすることができますか。</p>	<p>協賛企業からの広告収入を事業者の収入とすることは可能です。</p> <p>ただし、本公園は「山口県屋外広告物条例」により屋外広告物の表示・掲出ができない“禁止地域”に指定されています。</p> <p>このため、以下の条件を全て満たす広告物については、原則、設置できません。</p> <p>(1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの。</p> <p>(2) 屋外で表示されるもの。</p> <p>(3) 公衆に表示されるもの。</p> <p>(4) 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。</p> <p>例えば、屋内施設で掲出・表示される広告物は、上記(2)に該当しないため、掲出が可能です。</p>
2	<p><b>【ネーミングライツの取り扱いについて】</b>            公園施設のネーミングライツについて、指定管理者への優先交渉権はありますか。            その場合、ネーミングライツの金額はどのように設定されますか。</p>	<p>山口県「ネーミングライツ導入ガイドライン」の基本的な考え方において、公募により選定することとしています。ついては、指定管理者を理由とした優先交渉権はありません。</p>
3	<p><b>【自主事業について】</b>            自主企画提案について、設置管理制度によらず、県で整備予定とされている施設内の一部を使用させていただく（行政財産使用料について負担する）ことは可能ですか。            その場合、単価の例示が可能であればお示しください。</p>	<p>可能です。</p> <p>県で整備を予定している施設につきましては、現時点で、建物の評価額や建築面積等が決まっていないため、単価をお示しすることができません。</p>